

審査支払機関システムの共同開発・共同利用に向けた推進体制

1. 開発体制の考え方

- 従来、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）と国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）の審査支払システムは、それぞれの機関が開発・運用を行ってきたが、「審査支払機能の在り方に関する検討会」の検討において、両者の審査支払システムについては、審査支払システムの業務要件の整合性の確保を図りつつ、順次共同開発・共同利用を進める方向性が示されている。
- 共同開発を進めるに当たっては、① 両機関の対等な関係での調整と、② 迅速な意思決定 が重要であることから、厚生労働省の主導の下、両組織及び内閣官房 I T 室が参画する体制を構築する。

2. 開発体制

■「審査支払システム共同開発推進会議（仮称）」

- ・システムの業務要件の整合性確保と共同開発のための基本方針を決定するため、厚生労働省・内閣官房 I T 室・支払基金・国保中央会によって構成する会議体

■「審査支払システム共同開発アドバイザーボード（仮称）」

- ・上記基本方針について、求めに応じて意見するための有識者会議

■「審査支払システム共同開発作業班（仮称）」

- ・システムの業務要件の整合性確保と共同開発に向けた仕様書、要件定義等の作成作業を進めるための実務者チーム

■「審査支払システム共同開発準備室（仮称）」

- ・システムの業務要件の整合性確保と共同開発に向けた総合調整を行うための組織
- ・同室は支払基金に設置し、支払基金職員のほか、国保中央会、厚労省から支払基金に出向した職員が常駐する
- ・厚労省からの出向職員の人件費を含む運営費用は支払基金・国保中央会で負担する

3. 当面のスケジュール等

■ 2021年夏を目途に「審査支払システム共同開発推進会議（仮称）」を編成

厚生労働省保険局保険課・国保課が事務局を務める

■ 「審査支払システム共同開発準備室（仮称）」については、2021年10月までの開設を目指す

■ 推進会議の資料・議事録は原則公開

開発体制（イメージ図）

